

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	総合的なバリアフリー化を推進する		評価方式	総合 <del>実績</del> <del>事業</del>	番号	2-3
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	7,658,155	6,442,208	5,529,321	49,006		
	<0>	<0>				
（ 補 正 後 ）	8,403,576	23,870,117				
	<0>	<0>				
前年度繰越額（千円）	1,768,172	2,212,530				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	10,171,748	26,082,647				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	7,695,082	8,303,090				
	<0>	<0>				
翌年度繰越額（千円）	2,212,530	12,482,046				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	264,137	5,297,512				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	政策評価調書（個別票②）に同様の記載があるため省略					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続きバリアフリー化を推進するために必要な経費を要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	総合的なバリアフリー化を推進する					番号	2-3		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	総合的なバリアフリー推進費	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費	4,780,382	20,479	4,759,903
	A	2	一般	国土交通本省	鉄道駅移動円滑化施設整備事業費	鉄道駅移動円滑化施設整備事業に必要な経費（前年度限り）	720,000		720,000
	A	3	一般	地方運輸局	地方運輸行政推進費	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費（主要経費95）	28,939	28,527	
	A	4							
	小計						5,529,321 の内数	49,006 の内数	5,479,903
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						5,529,321 の内数	49,006 の内数	5,479,903	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		総合的なバリアフリー化を推進する			番号	2-3		政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
公共施設等のバリアフリー化率	A 1	22,464	20,479	△ 1,985	1,985		1,985	・委託調査の対象の絞り込みを図り、予算の減額要求を行った。
公共施設等のバリアフリー化率	A 1	3,940,000		△ 3,940,000	3,940,000		3,940,000	・新規に制度要求する地域公共交通確保維持改善事業において支援することとした。
低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数	A 1	817,918		△ 817,918	817,918		817,918	・新規に制度要求する地域公共交通確保維持改善事業において支援することとした。 ・行政事業レビューの結果を踏まえ、予算要求を行わないこととした。
公共施設等のバリアフリー化率	A 2	720,000		△ 720,000	720,000		720,000	・行政事業レビューの結果を踏まえ、予算要求を行わないこととした。
合計					5,479,903		5,479,903	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 総合政策局総務課  
 担当者(連絡先): 西尾(24-214)

評価実施時期: 平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>総合的なバリアフリー化を推進する</p>		<p>番号</p>	<p>2-3</p>																																																														
<p>政策の概要</p>	<p>高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活できるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。</p>																																																																	
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標とも概ね順調かつ着実に推移しているところである。引き続き、バリアフリー新法に基づいた、公共交通機関、道路、都市公園、路外駐車場、建築物等の個々の施設・設備のバリアフリー化及び一体的・総合的なバリアフリー化を推進するとともに、「心のバリアフリー」の推進に努めていく必要がある。</p> <p><b>(必要性)</b>                  本施策は、高齢者、障害者等に配慮された社会を実現するものであり、高い公益性を有するものであるとともに、本格的な高齢化社会に対応するための緊急性を有しているものであり、政府(国)が主体となり自らの責務として実施する必要がある(バリアフリー新法において、国は移動等円滑化を促進するため、必要な資金の確保、教育活動、広報活動、その他の措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されている)。したがって、ユニバーサル社会の実現に向けて、高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活できるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等の各施策を講じることが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>                  バリアフリー新法に基づいた個々の施設整備と併せ、基本構想策定促進施策や「心のバリアフリー(一般国民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めること)」施策を行い、ハード対策のバリアフリーの効果をより一層高める等、一体的・総合的なバリアフリー化を推進し、低コストで有効性を高める取組みを行っている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  ユニバーサル社会の実現のための施策目標の達成に向け、各業績指標に基づく事業等は概ね順調かつ着実に進捗しているところ。具体的には、例えばバリアフリー新法に基づき市町村が作成する基本構想は、平成13年度末では15市町村において15の基本構想が策定されていたものが、平成22年3月末日現在では260市町村において345の基本構想が策定されており、順調かつ着実に増加しているところである。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より一層の一体的・総合的なバリアフリー化施策等の推進</li> <li>・より一層の個々の対象施設・設備等のバリアフリー化等の推進</li> <li>・より一層の「心のバリアフリー」施策の推進</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="383 1198 1428 2060"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年又は年率)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総合的なバリアフリー化を推進する</td> <td>主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積</td> <td>ha</td> <td>50,997</td> <td>50,997</td> <td>55,412</td> <td>64,105</td> <td>約70,000</td> <td>70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化比率)</td> <td>%</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>68(暫定値)</td> <td>75</td> <td>バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、平成24年度末までに整備率を75%にすることを目標とする。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等のバリアフリー化率(②段差解消した旅客施設の割合)</td> <td>%</td> <td>67.5</td> <td>67.5</td> <td>71.6</td> <td>集計中</td> <td>100</td> <td>バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等のバリアフリー化率(③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合)</td> <td>%</td> <td>90.9</td> <td>90.9</td> <td>92.9</td> <td>集計中</td> <td>100</td> <td>バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。</td> </tr> <tr> <td>公共施設等のバリアフリー化率(④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)</td> <td>%</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>集計中</td> <td>約5割</td> <td>基本方針における平成22年までの目標(約50%)を設定している。</td> </tr> <tr> <td>低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両)</td> <td>%</td> <td>27.8</td> <td>37.5</td> <td>41.7</td> <td>集計中</td> <td>65</td> <td>低床バスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替することを目指すとしていることから、これを踏まえて目標値を設定している。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年又は年率)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	総合的なバリアフリー化を推進する	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	ha	50,997	50,997	55,412	64,105	約70,000	70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化比率)	%	51	51	60	68(暫定値)	75	バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、平成24年度末までに整備率を75%にすることを目標とする。	公共施設等のバリアフリー化率(②段差解消した旅客施設の割合)	%	67.5	67.5	71.6	集計中	100	バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。	公共施設等のバリアフリー化率(③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合)	%	90.9	90.9	92.9	集計中	100	バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。	公共施設等のバリアフリー化率(④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	%	44	44	46	集計中	約5割	基本方針における平成22年までの目標(約50%)を設定している。	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両)	%	27.8	37.5	41.7	集計中	65	低床バスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替することを目指すとしていることから、これを踏まえて目標値を設定している。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年又は年率)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																																							
				19年度	20年度	21年度																																																												
総合的なバリアフリー化を推進する	主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	ha	50,997	50,997	55,412	64,105	約70,000	70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。																																																										
	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化比率)	%	51	51	60	68(暫定値)	75	バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、平成24年度末までに整備率を75%にすることを目標とする。																																																										
	公共施設等のバリアフリー化率(②段差解消した旅客施設の割合)	%	67.5	67.5	71.6	集計中	100	バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。																																																										
	公共施設等のバリアフリー化率(③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合)	%	90.9	90.9	92.9	集計中	100	バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指す。																																																										
	公共施設等のバリアフリー化率(④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	%	44	44	46	集計中	約5割	基本方針における平成22年までの目標(約50%)を設定している。																																																										
	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両)	%	27.8	37.5	41.7	集計中	65	低床バスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替することを目指すとしていることから、これを踏まえて目標値を設定している。																																																										

政策名		総合的なバリアフリー化を推進する						番号	2-3
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年又は年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	
				19年度	20年度	21年度			
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	総合的なバリアフリー化を推進する	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(②ノンステップバス車両)	%	14.8 17年度	20.3 -	23.0 -	集計中 -	30 22年	ノンステップバスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成22年までに総車両数の約30%に当たる約18,000台についてノンステップバスであることを目標としていることから、これを踏まえて目標値を設定している。
		低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(③福祉タクシー)	台	8,504 17年度	10,514 -	10,742 -	集計中 -	18,000 22年	福祉タクシーについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成22年までに約18,000台を導入することを目標としていることから、これを踏まえて目標値を設定している。
		バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両)	%	- 17年度	26.5 -	41.3 -	集計中 -	50 22年度	バリアフリー新法に基づく基本方針において、鉄軌道車両については総車両数の約50%を平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。
		バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(②旅客船)	%	8.0 17年度	14.1 -	16.4 -	18.0 -	50 22年度	バリアフリー新法に基づく基本方針において、旅客船については総隻数の約50%を平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。
		バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(③航空機)	%	47.0 17年度	59.9 -	64.3 -	集計中 -	65 22年度	バリアフリー新法に基づく基本方針において、航空機については、総機材数の約65%を平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。
		ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	人	24,043 19年度	24,043 -	30,381 -	37,194 -	約50,000 24年度	平成24年度までの累計50,000人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約4,000～6,000人であり、増加傾向にある。したがって、今後5年間で6,000人ずつの参加を見込むこととし、50,000人と設定している。
		園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場)	%	約44 19年度	約44 -	約45 -	集計中 -	約5割 24年度	バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成22年までに園路及び広場約45%を移動等円滑化することとしている。
		園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(②駐車場)	%	約32 18年度	約34 -	約36 -	約37(速報値) -	約35 22年度	バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成22年までに駐車場約35%を移動等円滑化することとしている。
		園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(③便所)	%	約25 18年度	約27 -	約29 -	約30(速報値) -	約30 22年度	バリアフリー新法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成22年までに便所約30%を移動等円滑化することとしている。
		バリアフリー化された路外駐車場の割合	%	33 19年度	33 -	37 -	40 -	約50 24年度	バリアフリー新法に基づくバリアフリー化の推移により、平成16年度末(22%)から平成19年度末(33%)までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。
		高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化)	%	29 15年	- -	- -	36.9 -	56 22年	住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(H27))をもとに目標値を設定。
		高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(②高度のバリアフリー化)	%	6.7 15年	- -	- -	9.5 -	17 22年	住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(高度:25%(H27))をもとに目標値を設定。
		共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	%	10.0 15年	- -	- -	16.0 -	19 22年	個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(25%(H27))をもとにH22の目標値を設定。
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	%	12 15年度	14 -	15 -	集計中 -	30 22年度	平成20年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標を設定している。	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等			年月日		記載事項(抜粋)			
	第162回国会施政方針演説			平成17年1月21日		「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」			
住生活基本計画(全国計画)			平成18年9月19日		「ユニバーサルデザイン化の促進」				